

地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書

個票

自治体名 宮崎県五ヶ瀬町
 本事業の担当部局名 企画課

事業メニュー	結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム							
区分	都道府県主導型市町村連携コース							
関連事業メニュー	4.2 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム(都道府県主導型市町村連携コース)							
個別事業名	五ヶ瀬町結婚支援重点推進事業			新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続			
実施期間	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	事業開始年度	令和5年度			
総事業費(A)(円)	1,500,000	寄付金その他の収入予定額(B)(円)	0	差引額(A-B)(円)	1,500,000			
対象経費支出予定額(円) <small>※補助率を乗じる前の額</small>	1,500,000							
費用内訳(円)	個別事業の内容のとおり							
自治体における少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け	<p><自治体における少子化対策の全体像>※全事業共通</p> <p>本町の豊かな自然に恵まれた環境、受け継がれてきた多くの誇りある歴史・文化など、大都市にはない様々な地域資源を活かすことを基本的な考え方とし、令和8年3月に策定する「第3期五ヶ瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における、本町で結婚・子育てをすることの魅力や情報の発信、妊娠から出産までの切れ目ない支援を継続的に実現する。</p> <p><本個別事業の位置付け></p> <p>「五ヶ瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」のひとつとして「子どもが育つ地域づくり～結婚・出産・子育ての希望を叶える～を掲げている。本事業により結婚に伴う経済的負担の軽減を図り、新生活のスタートアップに係るコストを支援することで、若者の結婚する環境を促進し、子育て世代に対する妊娠から出産、子育て支援の充実を図ることにより、少子化対策に資する施策として位置付ける。</p>							
個別事業の内容	1. 概要							
	【対象費用】							
	<input type="checkbox"/>	住宅取得費用	<input type="checkbox"/>	住宅リフォーム費用	<input type="checkbox"/>	住宅賃借費用	<input type="checkbox"/>	引越費用
	【補助対象要件】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載							
	所得要件	国基準	夫婦の合計所得が500万円未満					
		自治体独自基準						
	年齢要件	国基準	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯					
		自治体独自基準						
	【補助上限額】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載							
	29歳以下の場合	国基準	各費用に係る合計が60万円					
自治体独自基準								
39歳以下の場合	国基準	各費用に係る合計が30万円						
	自治体独自基準							
【その他独自要件】								